

平成29年第2回多賀城市教育委員会臨時会議事録

- 1 会議の年月日 平成29年5月9日(火)
- 2 招集場所 市役所3階 第一委員会室
- 3 出席委員 教育長 小畑 幸彦 委員 浅野 憲隆
委員 菊池 すみ子 委員 樋渡 奈奈子
委員 根来 興宣
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
副教育長兼教育総務課長 松岡 秀樹
学校教育課長 身崎 裕司
生涯学習課長 萱場 賢一
文化財課長 千葉 孝弥
参事兼教育総務課長補佐 吉田 学
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課主査 山形 剛大
- 8 開会の時刻 午後1時
- 9 議事日程
日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議事
報告第2号 多賀城市教育振興基本計画(案)について
日程第3 その他

教育長

ただいまの出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年の第2回臨時会を開会します。

日程第1 議事録署名委員の指名について

教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において浅野委員、根来委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第 2 議事

報告第 2 号 多賀城市教育振興基本計画（案）について

教育長

次に、議事に入ります。

報告第 2 号「多賀城市教育振興基本計画（案）」について、関係課長から説明をいたします。

副教育長

それでは、御説明いたします。

報告第 2 号「多賀城市教育振興基本計画(案)」についてでございますが、先月 27 日に開催の第 4 回定例会の際に委員の皆様方にお配りさせていただきました「多賀城市教育振興基本計画(案)」につきまして、内容の概略を御説明するものであります。

説明の内容といたしましては、前段の計画の主旨、位置付け等につきまして私から、基本的施策につきましては、各課長から御説明を申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきます。

はじめに、計画案の 1 ページで、第 1 章の「計画の策定にあたって」でございます。

「第 1 節計画策定の主旨」で、中段のところがございますが、教育基本法の規定を受けまして、長期的な展望の下、教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策を推進するため、計画を策定するものでございます。

その下の「第 2 節計画の位置付け」でございますが、国の教育振興基本計画、宮城県の教育振興基本計画などを参酌して計画を策定していくもので、「第五次多賀城市総合計画」に掲げる教育分野の大綱を実現するものとして、次のページの図 1 にありますように、教育に関わる各種計画と連携を図るとともに、「市震災復興計画」との整合を図り、教育分野の復興を推進していくものであります。

次の 2 ページをお願いいたします。

図 1 は、国や県の計画、市の総合計画や震災復興計画との関係を記載した表であり、「第 3 節計画の期間」は、平成 29 年度から市総合計画の終了年度である平成 32 年度までの 4 年間としております。

なお、国及び県の計画の改定、さらには社会情勢の変化に柔軟に対応し、必要に応じて見直しを図っていくものでございます。

次に 3 ページをお願いいたします。「第 2 章第 1 節及び第 2 節」として、基本方針と基本目標を記載しております。

はじめに基本方針ですが、「歴史・文化を継承し豊かな心を育むまち」ということで、実現を目指す3項目を記載しております。

「基本目標」でございますが、前段の基本方針に基づき、教育分野における政策を実現するため、次に掲げる5つの目標を設定しております。

1点目は、「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」、2点目は、「学校教育の充実」、3点目は、「生涯学習の推進」、4点目は、「市民スポーツ社会の推進」、5点目は、「文化財の保護と活用」でございます。

これら5つの項目を、基本目標として定めております。

次の5ページでございます。

「第3章教育を取り巻く社会環境」でございますが、ここでは、わが国における諸情勢の変化と本市を取り巻く状況について、(1)少子高齢化、人口減少社会から、7ページ(4)の様々な面に大きな影響を及ぼした、東日本大震災の発生までについて記載しております。

次の8ページでございますが、本市の教育の現状と課題を記載しており、本市の子どもたちの状況と取り組むべき課題等についてまとめております。

次の9ページ、「第4章施策の体系」の表を御覧願います。

基本方針、5つの基本目標、その基本目標ごとの基本的施策で、合計で20の基本的施策になりますが、それらをまとめた体系図でございます。

これは、平成28年度から32年度までの市の総合計画後期分の体系となっております。

次の10ページからが、20項目の基本的施策の内容を整理したものとなります。

なお、文中に波線表示がしてある部分は、本計画の巻末に整理しておりますが、東日本大震災からの復興に係る取組等についてでございます。

ここからは、各課長から、順にその内容を御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

生涯学習長

それでは、10ページを御覧ください。

第5章の基本的施策について説明いたします。

「第1節学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」ですが、基本目標の目指す姿を「学校・家庭・地域が連携し、子どもたちが生き生きと安全に暮らしています。」としております。

この基本目標を達成するために、4つの基本的施策を掲げております。

はじめに、「1-1学校・地域が連携した子どもたちの育成」で、目指す姿を「地域住民と学校が連携して、子どもたちを育む取り組みを行っています。」

としております。

施策推進にあたっての「動向と課題」につきましては、「(1)コミュニケーション能力の向上」では地域コミュニケーションの希薄化の解消、「(2)子どもたちの健全育成」では子どもたちを取り巻く社会環境の変化等によってもたらされる問題の解決、「(3)地域で支える子育て」では学校・家庭・地域が連携した子どもを育てる環境づくり等を課題としてまとめております。

12ページを御覧ください。

「動向と課題」に対するそれぞれの「基本的施策」としましては、(1)にあつては地域での絆を深める環境づくりに向けた啓発機会の充実、(2)にあつては相談体制の充実や学校との連携による教職員研修や保護者への啓発、(3)にあつては地域ボランティアとの協働による取組の推進を掲げております。

次に13ページを御覧ください。

「1-2 放課後等の安全・安心な居場所づくり」で、目指す姿を「子どもの放課後等における居場所が確保されています。」としております。

「動向と課題」につきましては、放課後などに子どもだけで過ごす時間が増加していることや子どもたちの安全で安心な居場所づくりの必要性を課題としてまとめております。

「動向と課題」に対する「基本的施策」としましては、放課後子ども教室の実施による子どもの安全で安心な居場所の確保、同教室の地域住民との関わりを深める場としての活用を掲げております。

次に14ページを御覧ください。

「1-3 家庭教育力の向上」で、目指す姿を「家庭教育の大切さを認識し、子どもを育てています。」としております。

「動向と課題」につきましては、「(1)子育て不安の解消」では核家族の進行等による子どものしつけや接し方の不安の解消、「(2)情報を正しく理解する力の向上」では情報化社会の進展による情報を正しく理解する力の必要性、「(3)生きる力の醸成」では基本的な生活習慣、家庭内ルール、子どもの自主性を生かす取組の必要性を課題としてまとめております。

「動向と課題」に対するそれぞれの「基本的施策」としましては、(1)にあつては保護者への学びの機会や情報の提供、(2)にあつては学校やPTAが連携した取組の推進、(3)にあつては関係機関と協力体制の強化や保護者相互の情報交換や学びの場の充実を掲げております。

次に16ページを御覧ください。

「1-4 青少年の健全育成」で、目指す姿を「多くの市民の様々な取組により児童生徒が健全に育っています。」としております。

「動向と課題」につきましては、「(1)体験学習の推進」では子どもたちの生きる力を育む実体験の場や他人への思いやりや尊敬の気持ちを育む環境づくりの必要性、「(2)子どもが巻き込まれる犯罪の防止」では子どもたちの見守り体制の継続の必要性を課題としてまとめております。

「動向と課題」に対するそれぞれの「基本的施策」としましては、(1)にあつては地域活動やボランティア活動への支援、(2)にあつては子どもたちの見守り活動の推進や各種相談体制の強化を掲げております。

第1節の説明は以上です。

学校教育課長

18ページをお開きください。

「第2節学校教育の充実」ですが、基本目標の目指す姿は、「児童生徒が充実した学校生活を送っています。」です。

はじめに、「2-1 郷土愛を育む教育の推進」で、その目指す姿は「多賀城を知り、多賀城を語れるように学んでいます。」になります。

2-1では、「(1)郷土への思いを育てる教育」、「(2)地域教育力の活用」、「(3)防災面からの検討」の項目に分けております。

全般的な傾向ですが、本市では住民の流出入が多く不安定な家庭環境が子どもの成育にも影響を与えています。今後、家庭が地域と積極的なかかわりをもちながら、学校でも地域の教育力を大いに活用していく必要があります。

19ページ、基本的施策の(2)にあります。地域との協働教育担当を学校に明確に位置付け、地域とのかかわりの必要性を改めて認識するよう取り組んでいきます。

なお、20ページ「(3)防災面からの検討」の部分では、昨年度「多賀城市防災教育副読本資料集『命を守り 未来をひらく』」を活用した年間計画年及び授業実践記録集を作成し、防災教育の充実に取り組んでいます。

また、みやぎ防災教育推進協力校に指定された東豊中学の実践を市内小・中学校に広げるとともに、多賀城高校や東北大との連携も図り、児童生徒の防災リーダーとしての意識を高めていきます。

21ページをお開きください。

「2-2 教育の質の向上」で、その目指す姿は、「教職員の教育力が高まるとともに、教育の質が向上しています。」です。

2-2では、「(1)子どもたちの自立の基礎を育てる教育」(2)多賀城市の特色として推進する教育、「(3)知・徳・体のバランスの取れた教育」、「(4)家庭との連携による学習」、「(5)自然体験、文化芸術体験等、体験学習の工夫と充実」、「(6)幼児教育の充実の項目」に分けております。

近年の子どものコミュニケーション能力や忍耐力の低下は家庭の教育力の低下の問題と相まって、本市でも大きな課題となっております。教職員にはその共通の認識を基に人間関係集団関係づくり、そして子どもに生きる活力や夢と希望をもたせていくことが急務であることから、各種支援員等を配置し支援体制の充実に努めていきます。

また、24ページ(4)になりますが、家庭への啓発については「家庭学習の手引き」を活用し、学習習慣や生活習慣の醸成に家庭も巻き込んでまいります。

25ページをお開きください。

「2-3健康づくりと食育の充実」で、その目指す姿は、「基本的な生活習慣を身につけ、食の重要性を認識し、心と体がすこやかに成長しています。」です。

2-3では、「(1)基本的な生活習慣の定着」、「(2)運動好きで、たくましい児童生徒の育成」、「(3)食育の推進」、「(4)安全な食」の項目に分けております。

スマホやゲーム等、情報化の波や価値観の多様化によって社会全体の基本的な生活習慣が揺らいでいる現実があります。子どもたちの体力や運動能力が伸び悩んでいることと無縁ではありません。

26ページから27ページになりますが、そうした潮流の中で基本的な生活習慣を身につける意義や方法について、家庭と共通課題として取り組みを進めるとともに、「多賀城市食育推進プラン」をより推進し、正しい食生活や安全な学校給食の提供に今後も努めていきます。

28ページをお開きください。

「2-4教育相談体制の充実」で、その目指す姿は、「悩みや不安を気軽に相談でき、皆と一緒に学校生活を送っています。」です。

2-4では、「(1)児童生徒の抱える課題と現状」、「(2)障がいについての指導、相談」、「(3)相談支援体制の充実」の項目に分けております。

震災後の学校における不登校や問題行動、虐待の通告、家庭内のトラブル件数が増加傾向にあります。また、特別支援学級に在籍する児童生徒だけでなく、通常学級に在籍する軽度発達障害等、特別な教育的支援を要する児童生徒が増加しており、大きな課題となっております。

29ページ(1)アから30ページウになりますが、こうした現状を踏まえ、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を強化し、ネットワーク構築に取り組むとともに、不登校児童生徒への支援として、今年度から「多賀城市子どもの心のケアハウス」を開設し、学校復帰に向けた取り組みを進めます。

また、(3)では、特別な教育的支援を要する児童生徒に対しては、未就学児童及びその保護者に対して相談活動を充実させ、適切な就学指導を進めていきます。

3 1 ページをお開きください。

「2-5 安心・安全な教育環境の整備」で、その目指す姿は、「適切に維持管理された教育環境の中で学んでいます。」です。

2-5 では、「(1)学校施設の整備」、「(2)学校の安全安心体制の確立」、「(3)教材等の教育環境の充実」の項目に分けております。

(1)にあります学校施設の整備に関しては、平成22年度までに建物耐震化工事が終了し、老朽化の修繕も優先して行っております。

課題は、子ども自らの「自分の命は自ら守る」、機に応じた行動の育成です。20 ページ(3)防災面からの検討の部分でも取り組んでいるところです。

また、登下校中の不審者情報が目立って多いこと、登下校時や自転車事故が後を絶たないことも近来の傾向です。33 ページ(2)中段になりますが、不審者による被害及び交通事故の撲滅を図るため、通学路の安全点検を始め、PTAや警察署、道路公園課、交通防災課など関係機関と連携して対策を講じていきます。

3 5 ページをお開きください。

「2-6 新たな時代に対応するための取組推進」で、その目指す姿は、「新たな時代や多賀城市の状況にあわせた取組みを推進しています。」です。

2-6 では、「(1)理科教育・国際理解教育の充実」、「(2)情報化教育の推進」、「(3)よりよい学級集団づくりの推進（学校適応アセスメントの活用）」の項目に分けております。

本市には学院大学工学部やテクノロジーセンター等があり、理科教育の立地環境が整っていることから、36 ページになりますが、それらの大学や企業と連携を図りながら理科教育はもとより、ハード、ソフトの両面において情報化教育を推進してまいります。

また、(3)では、震災後6年が経過し、いまだに震災の影響で個々の児童生徒が抱えている問題も多く見られます。そこで、的確に児童生徒の内面（心理）を把握することにより、早期に個々の問題を解決し、安心して学校に登校できる環境づくりに取り組んでまいります。

以上で、「第2節学校教育の充実」について御説明を終わります。

生涯学習課長

次に39 ページを御覧ください。

「第3節生涯学習の推進」ですが、基本目標の目指す姿を「市民が知性と豊

かな心を育むために、生涯学習活動を行っております。」「市民が生涯学習の成果を地域や社会に生かしています。」の二つとしております。

この基本目標の達成のために5つの基本的施策を掲げております。

はじめに、「3-1 学習機会の充実」で、目指す姿を「講座・教室が充実し、学びたいときに学べる環境になっています。」としております。

施策推進にあたっての「動向と課題」につきましては、「(1)社会情勢に対応した各種講座、教室の充実」では人口減少時代の到来による暮らしの知恵などの継承の困難さや学んだ成果を活用できる環境の整備、「(2)生涯学習の復旧・復興」では生涯学習の支援や地域活動の機会の創出、「(3)読書活動の推進」では市立図書館を中心としたさらなる読書環境の整備、次のページになりますが、「(4)図書館施設の連携」では市立図書館と学校図書館の連携を課題としてまとめております。

「動向と課題」に対するそれぞれの「基本的施策」としましては、(1)にあつてはあらゆる年代に対応した講座、教室の開催、(2)にあつては市民のニーズに沿った学習機会の充実、(3)にあつては市立図書館の機能・運営の充実、読書に関連した市民活動の継続支援、読書文化の普及啓発や読書環境の充実、(4)にあつては全ての小中学校の学校図書館への司書派遣の実施を掲げております。

次に42ページを御覧ください。

「3-2 市民創造型生涯学習の推進」で、目指す姿を「学習サークル等が活発に活動しています。」としております。

「動向と課題」につきましては、学習サークル等の固定化や学習成果の地域活動等への活用機会の不足を課題としてまとめております。

「動向と課題」に対する「基本的施策」としましては、学習サークル等の活動、交流の活性化を図るため、地域に根ざした生涯学習の拠点として文化センターの利用促進を掲げております。

次に44ページを御覧ください。

「3-3 芸術文化の振興」で、目指す姿を「文化センター等を核にした質の高い芸術文化に触れる機会が確保されています。」としております。

「動向と課題」につきましては、市民会館の利用者は様々な取組により増加傾向にあるところですが、優れた芸術文化に親しむ機会の更なる創出を課題としてまとめております。

「動向と課題」に対する「基本的施策」としましては、指定管理制度による民間の強みを活かした文化センターの運営、文化芸術関係サークル等への支援、震災からの心の復興を目指したイベントの開催を掲げております。

次に45ページを御覧ください。

「3-4生涯学習施設の運営」で、目指す姿を「生涯学習施設を安全・快適に利用することができます。」としております。

「動向と課題」につきましては、「(1)施設の整備」では年次計画に基づく効率的な施設改修の必要性、「(2)利用者視点での施設運用」では利用者の視点を意識した親しまれる施設づくりの必要性を課題としてまとめています。

「動向と課題」に対する「基本的施策」としましては、(1)にあつては公共施設等総合管理計画に基づく効率的・計画的な施設改修の実施、(2)にあつては社会教育施設の外部化の推進、快適な施設利用環境の向上を掲げております。

次に46ページを御覧ください。

「3-5市立図書館（文化交流拠点中核施設）の運営」で、目指す姿を「図書館が個人の学びと交流を通じた相互の学び合いの場として活用され、地域社会の発展に貢献しています。」としております。

「動向と課題」につきましては、市立図書館は平成28年3月21日の移転開館以来、多くの来館者で賑わうとともに、学びの場として活用されているところですが、東北随一の文化交流拠点の中核施設として、近隣施設との連携による一層の機能充実の必要性を課題としてまとめております。

「動向と課題」に対する「基本的施策」としましては、第2次多賀城市立図書館基本計画、多賀城市立図書館移転計画において目指すべきとされた姿を掲げております。

第3節の説明は以上です。

次に47ページを御覧ください。

「第4節市民スポーツ社会の推進」ですが、基本目標の目指す姿を「多賀城市型の市民スポーツ社会が進展し、多くの市民がスポーツに親しんでいます。」としております。

この基本目標の達成のために2つの基本的施策を掲げております。

はじめに、「4-1スポーツ機会の充実」で、目指す姿を「総合型地域スポーツクラブや市民団体、民間企業等の多様な担い手により、多様な年代に対応したスポーツ事業が展開され、多くの市民が参加しています。」としております。

施策推進にあつての「動向と課題」につきましては、「(1)多種目、多世代、多目的」では多くの市民がスポーツに親しめるための環境の整備の必要性、「(2)スポーツ活動の充実」ではスポーツ活動のきっかけづくりや交流機会充実の必要性を課題としてまとめております。

「動向と課題」に対する「基本的施策」としましては、(1)にあつてはスポーツを楽しむ機会の創出や体育施設の指定管理者との連携によるサービスの向上、(2)にあつては自らが参加するスポーツ活動の推進のほか、見て楽しむスポーツの普及を掲げております。

次に49ページを御覧ください。

「4-2 社会体育施設等の施設環境の充実」で、目指す姿を「安全で利用しやすい施設を活用し、スポーツすることができます。」としております。

「動向と課題」につきましては、「(1)施設の利便性向上」では社会体育施設や学校体育施設の有効活用の必要性、「(2)施設の維持管理」では老朽化施設への対応の必要性を課題としてまとめております。

「動向と課題」に対する「基本的施策」としましては、(1)にあつては施設利用の利便性を高めるための環境整備や利用者マナー向上のための取組、(2)にあつては公共施設等総合管理計画に基づく計画的・効率的な施設改修の実施を掲げております。

第4節の説明は以上です。

文化財課長

続きまして51ページをお願いいたします。

基本的施策の「第5節文化財の保護と活用」であります。

基本目標の目指す姿は「文化財が次の世代へ継承され、市民が市の歴史と文化に誇りを持っています。」としております。

はじめに、「5-1 文化財の調査・保存の推進」とありますが、その目指す姿は、「文化財保護法が遵守され、適切に保護されています。」としております。

5-1につきましては、「(1)特別史跡の適正な保存・管理」、「(2)埋蔵文化財の発掘調査と収蔵資料の適正な保管」の2項目に分けております。

51ページを御覧ください。

「(1)特別史跡の適正な保存・管理」につきましては、特別史跡の公有化事業によって公有地が年々増加しておりますことから、多賀城跡の適正な保存・管理を行う必要があることとしております。特別史跡の公有化率及び公有化の面積につきましては、51ページの図17にお示ししてございます。

次に52ページを御覧ください。

「(2)埋蔵文化財の発掘調査と収蔵資料の適正な保管」についてですが、図18の赤い部分が特別史跡、紫の部分が一般の埋蔵文化財包蔵地でありまして、両者を合わせると市域の約4分の1を占めております。一般の包蔵地の部分では、遺跡に大きな影響が及ぶような土木工事を行う場合、文化財保護法に

基づき、発掘調査を行って、その記録を残すこととしております。東日本大震災後は、復旧・復興工事による調査件数が増加しまして、出土資料や調査記録も増えていることから、それらを適正に保管していく必要がある、というものでございます。発掘調査の件数につきましては、53ページの図19に示したとおりでございます。

これらに対する基本的施策でございますが、同じく53ページになりますけれども、「(1)特別史跡の適正な保存・管理」のためには、地域住民や市民団体と連携した維持管理や景観保全活動を行って、公有地の一部では、体験学習エリアとして活用しながら、特別史跡等の保護を図っていくこととしております。

次に、「(2)埋蔵文化財の発掘調査と収蔵資料の適正な保管」につきましては、東日本大震災からの復旧・復興に伴いまして、急増する発掘調査に対応するためには、宮城県等に派遣職員の応援を求め、迅速な調査ができるように努めること、また、埋蔵文化財調査センターや体験館の収蔵環境を整備しまして、出土資料等の適正に保管することとしております。

54ページをお願いいたします。

次に「5-2文化財の積極的な活用促進」であります。その目指す姿は、「文化財に触れるための整備が行われ、多くの方が訪れています。」としております。

5-2では、多賀城跡の積極的な活用と、次世代への継承を取り上げております。多賀城南門等の立体復元にあたり、調査の成果を正しく反映した実施設計が平成28年度で完成しましたので、南門の周辺整備をも含めた全体的な計画を検討していく必要があるというものでございます。

この件についての基本的施策でございますが、多賀城南門等の復元は、野外博物館的な空間として歴史を活かしたまちづくりに寄与するとともに、東日本大震災からの復興の象徴ともなりますので、最新の研究成果を採り入れた設計によって、郷土の誇りとなるような南門等の復元を目指す、としております。

55ページをお願いいたします。

「5-3文化財の普及啓発の推進」であります。その目指す姿は「多賀城市の歴史に関心を持ち、市内在住の文化財に触れたり知識を高めたりする市民がたくさんいます。」としております。

5-3では、「(1)多賀城市の歴史を知ってもらうための取組」、次のページになりますが、「(2)地域の歴史遺産の保存・継承」、「(3)郷土芸能・伝統芸能の支援」の3項目に分けております。

55ページにお戻りください。「(1)多賀城市の歴史を知ってもらうための

取組」としましては、埋蔵文化財調査センター等におきまして、今後も企画展示や歴史講座の開催、歴史資料を題材とした体験学習を通して、歴史に関心がある市民を増やしていく必要があることとしております。図20に埋蔵文化財調査センター、体験館の入館者数、56ページの図21に多賀城跡訪問者数をお示ししてございます。

同じく56ページ「(2)地域の歴史遺産の保存・継承」につきましては、地域に伝えられてきた古文書や石碑、民俗資料等は、地域を物語る歴史遺産でございますので、それを次世代に継承していくためには、資料調査を実施し、本市の歴史の全体像を明らかにしながら、その中で保存・継承する意識向上の啓発が必要であるとしております。

「(3)郷土芸能・伝統芸能の支援」につきましては、郷土芸能道場を拠点施設として、多賀城太鼓、多賀城鹿踊の活動を支援しておりますけれども、本市唯一の伝統芸能である多賀城鹿踊につきましては、後継者の育成を課題としております。

これらの基本的施策ですが、56ページの後段を御覧ください。

「(1)多賀城市の歴史を知ってもらうための取組」につきましては、展示等の開催にあたり、商工観光課、観光協会等との連携を図ってPRを行うとともに、来館者のニーズを分析して、満足いただけるような催しを企画し、体験学習の実施にあたりましては、積極的に館外への出前授業等を実施しながら、学習機会の充実に努めることとしております。

57ページになりますが、「(2)地域の歴史遺産の保存・継承」につきましては、市域全体を対象とした資料調査を実施して、その成果を基に企画展示や歴史講座を開催するなど、本市の歴史の普及啓発に努めること、また、本市において繰り返されてきた災害の歴史を学び、市民の防災意識が後々まで続くよう、災害の歴史や記録等をアーカイブ化して、保存・継承のための取組を進めることとしております。

「(3)郷土芸能・伝統芸能の支援」につきましては、本市の伝統芸能を子どもたちに直に感じてもらう催しとして、多賀城鹿踊を体験する学習を多賀城八幡小学校と連携して継続的に支援するとともに、伝統芸能への市民の参加と継承を図るため、市内の小学生を中心として設立された、多賀城鹿踊クラブの活動を支援していくこととしております。

以上です。

副教育長

次に58ページをお開き願います。

58ページ、「第6節東日本大震災」からの復興でございます。

この第6節58ページから64ページまでにつきましては、ただ今御説明いたしました基本的施策の中に出てまいりました、震災関連の項目を再掲したものであり、震災復興計画との関連も記載しております。

最後の65ページになります。

「第6章計画の推進にあたって」といたしまして、計画のより一層、実効性を高めるための項目として、「点検・評価の実施」、「関係機関等との連携・協働」、「情報収集と発信」としたものでございます。

以上、主な内容となります。

今後の予定につきましては、4月27日の定例会の際にお話申し上げましたが、本日、教育委員会員の皆様に御報告をし、御意見をいただき、来週15日に開かれます市行政経営会議に報告し、その後、今月30日に市議会の全員協議会に報告を行い、その後に、市民の方々から意見をいただく、パブリックコメントを実施し、6月の教育委員会定例会において御審議、決定をいただき、計画書として完成させたいという予定で考えております。

以上で、「多賀城市教育振興基本計画（案）」の説明を終わります。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。菊池委員。

菊池委員

気付いたことを何点かお話しします。

一つは、40ページの図書館の利用者数の箇所を見た時に、平成27年度で終わっているのですね。このような図が20ほどありますけども、平成27年度までと平成28年度までのものが混ざっています。図書館の場合は、多賀城市にとりましても教育委員会にとりましても大きな偉業となりましたし、平成28年度で建物全体の来館者数が150万人以上になった、ということもありますので、それを明記する形を取られた方がより良いのではないかな、と思いました。

統計的なもので、例えば国とか県で出すものを集めるのは大変かと思いますが、教育委員会の方の統計で平成28年度の分が間に合うのであれば、一本化できるものは一本化した方が、ぜひ図書館のところも含めましてやられた方が、一つの資料として完全に近いものになるのではないかなと思いました。

もう一つは言葉の使い方で、28ページの食育の推進のところ、下から3行目の「食が本来持っている「楽しさ」とありますが、地場産品を使うことで、やはり先に「おいしさ」と入った方が良いと感じました。

もう一点、39ページです。「(1)社会情勢に対応した各種講座、教室の充実」のところ、少子化のことは問題になっていますが、「高齢化」という言

葉も大事な位置付けかと感じました。

3点お話ししましたが、検討いただければと思います。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

1点目と3点目を私の方から御説明いたします。

1点目の統計的なデータについてですが、策定年度が平成29年度ということになりますと、2年ほど前の確定した統計を盛り込むものと認識しておりました。ただ、平成29年度当初からの計画ではありませんので、平成28年度のデータを集めることも出来るわけです。図書館は特に平成28年度で劇的に変わりましたけれども、他のデータも含めた全体調整の中で検討したいと思えます。

それから39ページの「少子化」だけではなくて「高齢化」と言う御指摘ですが、おっしゃるとおりだと思います。確かにそういった視点も必要な部分でありますのが、「少子化」にスポットを当てている箇所もありますので、全体をもう一度見て再度調整させていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

教育長

学校教育課長。

学校教育課長

28ページの食育の推進のところですが、「おいしさ」という要素も大事なことだと思いますので、盛り込むようにしていきたいと思えます。

教育長

浅野委員。

浅野委員

33ページの2-5の目指す姿の文言と、37ページの2-6の目指す姿の文言が同じなのですが。

学校教育課長

失礼いたしました、こちらは転記ミスで、2-6は正しくは「新たな時代や多賀城市の状況にあわせた取組を推進しています。」に差し替えさせていただきます。

浅野委員

分かりました。

これから一般の市民の方とか議会への説明の中で、いろんな立場からのいろんな御意見等が予想されますが、特に昨今のいろんな情勢の中ですと、例えば

「2－4 教育相談体制の充実」では、いじめの問題について心配している保護者や市民の方からの御意見や、市教委や学校の体制についてどのように考えているのかといったような御指摘は多くなるのではないかなと思いました。

それから「2－5 安心・安全な教育環境の整備」では、適切に維持された教育環境の中で、東日本大震災では学校における被害者が一人もなかったということですが、その点も含めて、さらなる御意見も出てくると思います。

そして、「2－6 新たな時代に対応するための取組推進」中で、理科教育や国際理解教育の充実について触れていますが、特に基本的施策で、「外国人講師（ALT）を全ての小中学校に配置し、英語の学習などを実施することで、国際理解教育を充実します。」とありますが、学習指導要領の改定に伴う小学校での英語の教科化の取組について、多賀城市として今後英語教育、外国語教育についてどのように取り組んでいくのかといった御意見が強く出てくると思います。

今の文言で意味も通じますし、いいとは思いますが、これにもう少し、特に理科教育、英語教育の学習の充実について、もっと強く発信するような表現であれば、さらに理解が深まるのではないかという気がしました。

学校教育課長

ただいま御指摘いただいた点につきましては、本当に重要なことと思います。外国語活動が平成30年度から実施されるということを考えておりますので、そういったことを上手く発信できるよう表現で盛り込んでいきたいと思えます。

浅野委員

もちろんこれは基本計画ですから、大きなガイドラインのような形で示して、細かい施策は年度ごとに予算の裏付けを得ながら回していくということなのですが、この計画を出すことで、いじめ問題について市教委はどう考えるのか、英語教育についてはどうなのかという意見が、多分一番出てくるのではないかなと思いましたので、触れさせていただきました。

教育長

ほかにございませんか。樋渡委員。

樋渡委員

基本計画の中で膨大な施策を網羅していることは素晴らしいことだと思いました。

基本方針の「歴史・文化を継承し豊かな心を育むまち」とあり、「豊かな心」が一番初めに示されていますので、それが全てを統括しているのかと思ったのですが、それを育むための具体的な文言が入っていると、もっと素晴らしいよ

うな気がしました。

それからグラフについて、浅野先生がおっしゃったようないじめの問題について、不登校数といった具体的な数値が出ていないのは、いずれ紹介されることがあるのかなと思いました。

また、「知・徳・体」という言葉については、知と徳が大きく全面に出ているような印象がしました。

いじめ問題については、いじめ問題対策委員会といった組織もできていますが、それらについては敢えてここでは触れなかったという気がしました。

以上が印象となります。

これからが質問なのですが、32ページの不登校児童支援で心のケアハウスの開設とあり、その次に「第5章第6節に再掲」とありましたが具体的にどこでしょうか。

37ページの情報化教育の推進で、情報通信技術（ICT）とありますが、38ページにはALTに関する解説があり、ICTに関する解説もあれば良いと思いました。

また38ページの理科教育について、東北学院大学との連携とありますが、学院大が他に移転するというような話を伺いました。例えば、研究部門として多賀城に残るのか、それとも全て移転するのかによって、状況が変わってくるのではと感じました。

それから菊池委員がおっしゃったように、図書館の来館者数がとても増えているということで、それは素晴らしいことだと思うのですが、利用者数をカウントする際に、来館者数は商業施設への来場者も含んでいるので、例えば図書カードを利用した方といったカウントになるのかなと思いました。

44ページの文化センターについてですが、平成25年度で利用者が減っているというのは、平成23年に震災があったこと、平成24年度には震災以前に企画していたもので利用者数が増えたこと、平成25年度は震災以降の企画がなかなか実施できなかったから減ったのか、どういう理由によるものでしょうか。

以上です。

教育長

一つずつ回答をお願いします。学校教育課長。

学校教育課長

私からはいじめに関してですが、たしかに数値やいじめに関する基本方針といった文言はありませんが、全体を通して取り組んでいくということは明示していきたいと思います。

それからICTにつきましては説明がないと分かりにくいと思いますので、説明書きを追加したいと思います。

大学の移転に関しましては、移転することは分かっているのですが、何が残って何が残らないといった情報がありませんので、引き続き連携はしていきながら、今の計画には移転することについては盛り込まないものとしております。

学校教育課長

子どもの心のケアハウスの文言の再掲箇所についてですが、60ページの下の方になりますが、32ページに記載の「(1)児童生徒の抱える課題への対応」についてが、再掲の箇所になってございます。

樋渡委員

ケアハウスの場所や現在の事業の進捗状況について教えてください。

学校教育課長

現在は開所に向けた準備を進めているところで、5月下旬から6月初旬の間に開設する予定です。場所は多賀城ロジューマンG棟内に決定して、準備を進めておりますが、何日に開所というのは具体的に決まっています。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

まず40ページの市立図書館利用者数のグラフについてですが、正しくは本の貸出を受けた方の人数でしたので、説明を訂正させていただきます。利用者という表現では一般の方が見ると来館者数と勘違いしやすい部分でありますので、こういった定義の数値なのかを明らかにしたいと思います。

樋渡委員

平成27年度に人数が減っているのは、移転の準備等で貸出の時期が限られていたからでしょうか。

生涯学習課長

平成27年度が減っているということですが、4月から3月までの間ずっと図書館が開いていた訳ではなく、移転の準備で閉館した期間もありましたので、若干減ったという数値の動きになっています。

もう一点、44ページの図の平成25年度の市民会館利用者数が減っているという御質問がありましたが、実は平成25年度が少なかったということではなく、むしろ平成24年度が多かったという捉え方をしていただけだと思います。平成23年の震災後に閉館していたこともあり大きく減少しましたが、その後、震災復興支援で様々なイベントが催されましたので、その分で利用者

が一時的に大きく増えたということです。

平成25年度以降は徐々に回復してきて増加傾向にあります。

樋渡委員

すみません、あと一点だけですが、41ページの(4)図書館施設の連携の箇所で、全ての小中学校の学校図書館へ市立図書館から司書を派遣するとありますが、どのような形での派遣の仕方なのでしょうか。

生涯学習課長

市立図書館からの司書の派遣につきましては、指定管理者に対して指定管理業務の一環として行っているということです。

小学校については従前から行っていたところですが、中学校については平成28年度から派遣を行っています。

樋渡委員

ということは、特別な形ではなくて、これまで各学校に司書がいたのが、市から切り離されて指定管理者の方から学校図書館への司書の派遣という形になったということでしょうか。

生涯学習課長

従前ですと、学校司書は学校教育課で雇用しており、どちらかという司書と言うより司書教諭の補助的な業務をしていたと認識しておりますが、市立図書館からの派遣と言うことになると、ちゃんと司書資格を持った方が学校へ派遣されて、学校での業務が終わった後は一旦図書館に集まって情報交換をして、他の学校とも上手く連携を取りながら取組の共有化をしています。内容としては非常に充実した形で取組ができていると理解しています。

教育長

他にございませんか。根来委員。

根来委員

二つあります。一つ目は5ページの多賀城市の人口について、平成27年度には62,413人まで回復したとだけあり、その先の見通しが書いてありません。もし可能であれば、今後5年間でも10年間でも良いのでどのような見通しになると示しておいた方が、その後のいろいろな施策がなぜ必要かということを理解するのに非常に良い材料となるのではという気がします。「高齢化していく、だからこの部分に特化する」や「少子化だからここを大事にする」という、市が元々持っている大事なところに気がついてもらえるのでは、という気がしました。

もう一つは、27ページの「(1)基本的な生活習慣の定着」、「(2)運動好きで、たくましい児童生徒の育成」のところで、これらの定着や育成が必要だと

いうことを示すデータがあると良いかなと思いました。例えば、昔と今とでテレビを見ている時間の違いが学力の違いになっているのが分かるグラフであるとか、運動能力が、この時期とこの時期ではどれくらい変わっているという比較対照するのがあると、ここで訴えていることがより理解してもらえという気がしました。

教育長

副教育長。

根来委員

まず一点目の人口の見通しについてでございますが、市で様々な計画を作っている中で、大きなところでは総合計画で人口の推計をしていますので、それらの計画との調整を図りながら、基本計画に載せる分については内容を検討したいと思います。

教育長

学校教育課長。

学校教育課長

生活習慣につきましては、全国学力学習調査の方での調査があります。ちょっと吟味してみたいと思います。

教育長

ほかにございませんか。副教育長。

副教育長

先ほど浅野委員さんからの話もありましたが、今後4年間に向けての計画という中で、毎年委員さん方にその年度における重点目標について、年度当初に審議をしていただいております。そういった全体的な計画と、具体的な計画とのバランス、整合を見ながら、いただいた御意見については中で調整させていただきたいと思います。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないものと認め、報告第2号を承認します。

次に、その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。

これをもちまして、第2回教育委員会臨時会を終了いたします。

午後 2 時 1 0 分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 主査 山形 剛大

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

平成 2 9 年 5 月 2 2 日

多賀城市教育委員会

教育長 印

委 員 印

委 員 印